

福島県野球連盟 禁止事項特別規則

令和8年3月14日改訂

第1条（禁止事項）

次の行為について、審判員は該当者へ警告を発する。それにも関わらず、その行為を繰り返した場合には、退場処分とする。ただし、警告なしに退場処分を下す場合もある。

- 1 審判員の裁定に対し、暴力行為や暴言、侮辱行為を伴って異議を唱える行為
- 2 相手チームに対するスポーツマンらしくない言動及び行為（極めて悪質な暴言・威嚇行為・暴力行為）
- 3 プレイを利用して相手を欺く行為（意図的に打者を狙って投球をする等）
- 4 極めて悪質で危険なスライディング（アマチュア野球内規⑨）
- 5 投球判定（ハーフスイングの判定含む）に異議を唱えるために、審判員の警告にもかかわらず審判員に向かってくる行為
- 6 審判員の警告が発せられた後、次の行為を繰り返した場合
 - （1）打者を狙った投球〈規則 6.02(c)(9)〉
 - （2）タッグプレイの時の走路をふさぐ危険な行為（アマチュア野球内規⑨）
 - （3）投手の禁止事項〈規則 6.02(c)(2)～(7)〉

学童・少年・女子の部においては、以下の事項を禁止する。なお、連盟及び主催者の認識において、常識を逸脱した目に余る状況があると判断した場合には、その対象者を試合から除くことができる。

- 1 指導と称した暴言・罵声を浴びせること（観衆も含む）
- 2 自チームへの指導であっても、相手チーム選手を委縮させるような言動・行為
- 3 学童部の投手が変化球を投げること。変化球の判断は審判員が行い、変化球と判断された場合、ペナルティを科す〈競技者必携審判員・選手への注意事項（P50）〉

第2条（警告及び退場処分）

審判員は、第1条に定める行為を行う者に警告を行うことができる。

- 2 警告を受けたにも関わらずその行為を繰り返す場合は、退場を宣告することができる。
- 3 退場処分を受けた者は、直ちに試合から除き、試合場構内から去るか、あるいはスタンドに座る場合にはユニホームを脱ぎ、自チームのベンチまたはブルペンから離れたところに席を取らなければならない。そして、以後その試合にたずさわることはいできない。
- 4 行為対象者が不明の場合は、チーム責任者（監督）を警告及び退場処分対象とする。

第3条（退場処分のペナルティ）

退場宣告をうけた監督・コーチ・選手等の処分について、福島県野球連盟及び審判委員会でその対応を協議し、出場停止処分等のペナルティを科すことができる。

第4条（退場処分の報告）

退場を宣告した審判員もしくは責任審判は、その試合の主管支部会長及び審判部長に対し、処分の顛末を記載した報告書を速やかに提出する。その後、福島県野球連盟会長及び審判委員会委員長へ報告書を提出する。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

以上